資料提供

令和8年4月14日(火)
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者:室長補佐　大芦
連絡先:029－301－3424

営業禁止処分の解除について

令和8年4月10日(金)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、つくば保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施　設　名		
施設所在地		つくばみらい市
営業者等氏名		
業　　種		飲食店営業
病因物質		ノロウイルスＧⅡ
原因食品		令和８年４月２日（木）に提供した調理食品
患者数（摂食者数）		23 名（ 30 名）
行政処分等を行った理由		食中毒の発生
適用条項		食品衛生法第６条第３号違反
行政処分等内容		食品衛生法に基づく営業の禁止処分
措置日	処　　分	令和８年４月 10 日（金）
	処分解除	令和８年４月 14 日（火）